

令和5年度新型コロナワクチンの秋開始接種のお知らせ



新型コロナワクチンの秋開始接種は希望するすべての人が接種できます。詳しくは、お問い合わせください。 **【いきいき健康課】**

- ▶対象者**
 - 初回接種（1～2回目接種）を終了している5歳以上の人
 - 初回接種（1～3回目接種）を終了している生後6カ月から4歳までの人
 - ※65歳未満で基礎疾患を有していない人は接種の努力義務はありません。
- ▶実施期限**

令和6年3月31日(日)（予定）

※上記期限までに1人1回接種できます。

※無料で接種できる期間は令和6年3月31日までの予定です。
- ▶接種券の発行**

前回接種から3カ月を経過している人に順次接種券を送付しています。

※未使用の接種券をお持ちの人には新たな接種券を発送しません。お手持ちの接種券で接種できます。
- ▶使用するワクチン**

ファイザー社またはモデルナ社のオミクロン株（XBB.1.5）対応1価ワクチン
- ▶接種できる医療機関**

市内の協力医療機関で接種できます。市内協力医療機関や接種可能日など詳しくは、接種券に同封されているチラシまたは市ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。
- ▶初回接種がまだの人**

すでに送付された接種券で令和6年3月まで接種できます。9月20日以降、初回接種のワクチンもオミクロン株対応ワクチンに切り替わりました。詳しくは、お問い合わせください。
- ▶問い合わせ**

橋本市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎33-6661

午前9時～午後5時（土・日曜、祝日を除く）



橋本市コミュニティバスの愛称を募集します



市内を走るコミュニティバスによりいっそう親しみと愛着を持っていただくため、愛称を募集します。皆様のご応募をお待ちしています。 **【地域振興室】**

- 愛称の要件**
 - 橋本市の特徴を取り入れたもの
 - 呼びやすく親しみやすいもの
 - 第三者の著作権・商標権を侵害しないもの
 - 自作で未発表のもの
- 応募方法**

市役所ロビーに応募用紙と応募箱を設置します。応募用紙に愛称案およびその由来、氏名、住所、年齢、電話番号を記入の上、応募箱に投函していただくか、郵送してください。

電子申請（右の二次元コード）またはファクス、メールでも応募できます。

※何点でも応募できます。
- 応募期限** 11月17日(金)
- プレゼント**

愛称に採用された人には記念品とコミュニティバス回数券3,300円分を進呈します（複数の場合は抽選で1人）。

また、応募者の中から抽選で50人にオリジナルグッズをプレゼントします。
- 申し込み・問い合わせ**

〒648-8585（住所記載不要）

橋本市 総合政策部 地域振興室 ☎33-7117 ファクス33-1665

Eメール kyodo@city.hashimoto.lg.jp



災害時要配慮者登録制度のご案内



災害時の安否確認や避難誘導を迅速に行うとともに、平常時から地域での見守り活動などを行うため、下記の対象者で、一人で避難することに不安がある人は、災害時要配慮者登録制度への申請をお願いします。 **【危機管理室】**

災害時要配慮者登録制度って？

橋本市内に居住する在宅者のうち、一人で避難することが難しい人を災害時要配慮者といいます。災害時に安否確認や避難誘導を迅速に行えるよう、平常時から区長、民生委員・児童委員など避難支援等関係者へ名簿を提供して、日頃からの声かけ、見守りなどに活用してもらう制度です。

この制度は地域で支援するための制度ですが、必ず助けてもらえることを保障するものではありません。地域での避難支援体制が整備されていなければ個別の支援を受けることが難しい場合があります。



災害時要配慮者登録制度の対象者

- 市内に居住する在宅者のうち、次のいずれかの要件に該当する人。
- 要介護3以上の認定を受けている人。
 - 身体障害者手帳1級、2級または下肢、体幹、移動機能障害3級を有する人。
 - 療育手帳のA1、A2を有する人。
 - 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を有する人。
 - 人工呼吸器・在宅酸素・吸引器などを使用している難病患者で、和歌山県から情報提供があった人。
 - 独居（日中独居含む）の高齢者
 - その他支援が必要と思われる人

要配慮者の避難のタイミング

高齢者など、避難に時間がかかり、危険な場所にいる人は、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されたら安全な場所に避難しましょう。

警戒レベル	避難情報	避難行動など
災害発生 警戒レベル 5	緊急安全確保 市が発令	命を守るために最善の行動を！
危険 警戒レベル 4	避難指示 市が発令	速やかに避難先に避難する
警戒 警戒レベル 3	高齢者等避難 市が発令	避難に時間がかかる人と支援者は避難する
注意 警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報など 気象庁が発令	情報収集を開始避難に備えて、自らの避難行動を確認する
留意 警戒レベル 1	早期注意情報 気象庁が発令	避難準備開始

※広報はしもと2023年9月号4ページで、令和3年の災害対策基本法改正前の表を掲載していました。お詫びして、上記表のとおり訂正します。

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、持参または郵送で申し込んでください。

申請書は市ホームページ（右の二次元コード）から入手できます。

制度や支援の仕組みなど、詳しくはお問い合わせください。



提出先・問い合わせ

- 障害者手帳を交付されている人
〒648-8585（住所記載不要）
橋本市 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係 ☎33-3708
- 高齢者
〒648-8585（住所記載不要）
橋本市 健康福祉部 いきいき健康課 高齢福祉係 ☎33-3705
- 上記以外の人、その他制度に関すること
〒648-8585（住所記載不要）
橋本市 危機管理室 ☎33-6105